

補助金見直しガイドライン

神戸市

平成28年 11月

(1) 補助金見直しガイドライン策定の意義

補助金の支出は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠としている。

「公益上の必要性」が認められる事業とは、不特定多数の利益の増進に寄与する事業や活動であることに加え、客観的に行政が公費を支出する必要性が高いと認められるものである。補助金は、行政が公益性を認めた特定の事業や活動の奨励・促進を図るための財政的な支援であり、行政を補完し、政策目的を効率的に実現する手段として有効かつ重要な機能を果たしている。

一方、補助金は直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であることから、一旦創設されると、その効果等が十分に評価・検証されないまま継続され、長期化・固定化するといった課題も指摘されている。補助金の原資も市民からの貴重な税金であることから、社会経済情勢や行政需要の変化に応じ、適切に施策を展開し効果の最適化を図る必要がある。

そのため、常に補助金について検証を行い、より効果を発揮できる制度へと改善していくことや、費用対効果が低くなった既存の補助金を見直すことにより限られた財源を新たなニーズや施策に振り向けていくことが必要となってくる。

今後検証を進めていくにあたり、本市の補助金に対する考え方を明確に示し、全市的な見直しの統一基準として、本ガイドラインを策定したものである。

(2) 補助金見直しガイドラインの適用対象

本ガイドラインの適用対象は「神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年神戸市規則第38号）」第2条第1号に定める「補助金等」とする。

【神戸市補助金等の交付に関する規則】

第2条（定義）

- (1) 補助金等 本市が本市以外の者に対して交付する補助金、助成金、利子補給金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないもの（市長が指定するものを除く。）をいう。

(3) 補助金見直しの基本的な視点

補助金の見直しにあたり、補助事業に対する原則的な考え方として、5つの基本的な視点を示す。本視点を踏まえ、市民からの理解を得られる適切な内容であるか検証を行い、適切でない場合は、廃止・整理統合を含め補助金のあり方を検討すべきである。

視点	内容
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の目的及び内容は社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応し、客観的に見て明確な公益性が認められるか。
有効性・ 効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の実施により本来の目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されているか。 ・ 補助金額に見合う費用対効果が認められるか。
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金額・補助率は適切かつ妥当であるか。特に定額補助は積算根拠が明確であるか。補助対象経費等は、適正かつ明確なものか。 ・ 国県等との協調事業について、負担割合が妥当であるか。市の上乗せ・横だし部分は政策目的の実現のため、必要不可欠なものであるか。 ・ 他都市の同様の補助金と比較し、均衡を欠いておらず妥当なものであるか。 ・ 補助交付先の財政状況等を勘案し、一定の負担能力を有する市民・団体に過剰な補助をしていないか。
行政関与 の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共性や適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要のある事業であるか。
公平性・ 透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助交付先の選定において、選定基準を明確に設定し、募集・選定手続きを公平・透明に実施しているか。 ・ 同種同規模の補助や団体間で、補助金額は公平か。 ・ 多様な担い手がいるにも関わらず、補助交付先が特定団体に固定されていないか。

(4) 事業効果の検証

補助事業の評価にあたっては、適切な成果指標（アウトカム指標）を設定した上で、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行いPDCAサイクルを回すことが重要である。

成果指標は、インプット・アウトプット・アウトカムを区別した上で、以下の成果指標例も参考に「アウトカム指標」によって設定すべきである。

《参考1》 インプット・アウトプット・アウトカムの違い

インプットは予算額であり、アウトプットは予算を執行することで提供できるサービス、アウトカムはそのサービスによって住民生活がどのように改善したかを示す指標である。たとえば、ガードレールを設置する事業では、インプットは事業費、アウトプットはガードレールそのもの、アウトカムは交通事故数のようになる。

《参考2》 補助金の性質別分類による成果指標例

類型	内容	成果指標設定の考え方及び例
経済支援型	・利用者等個人負担の軽減や、公的支援を必要とする個人に対する扶助的要素を含んだ支援を目的とするもの	負担軽減効果が把握できるよう設定 (負担軽減による就業実績等)
大会支援型	・行事や大会・イベント等を開催するため又は参加させるため、実行組織等に対し支援するもの	集客、地域活性化、魅力アピールなど、行事等の主旨・目的によって適切な項目を設定 (参加者数等)
施設整備支援型	・社会福祉施設などの公益性を有する施設の建設や整備等に対し支援するもの ・団体等が実施する施設整備事業の借入金元利償還金に対するもの	市の支援を受けて整備された施設等が、公益上いかに役立てられているか等の視点で設定 (施設利活用状況、借入金償還状況等)
行政補完型	・行政の代行的または補完的に実施されている事業に対するもの	行政の代行・補完として、事業目的をどの程度達成しているか把握できるよう設定 (実施件数、利用件数等)
政策誘導型	・特定の公共的・公益的事業を奨励することを目的とし、事業実施主体の自主的活動に対し補助するもの	補助によって得られる効果等により設定(普及率、実施率等)

(5) 見直しのチェックポイント

補助を実施する上で留意すべき基準として、「見直しのチェックポイント」を定める。各項目について補助金の適合状況を検証し、市民への説明責任を果たすため、基準に適合しない項目については、合理的な理由がない限り、見直しを行うべきである。

1. 補助金額・補助率の適正化

補助金額または補助率は、適切かつ妥当な基準とすること。

- ・補助金額または補助率の設定について、補助交付先と行政の役割分担や負担割合、補助事業の成果や執行状況、他都市の類似補助金との比較、補助交付先の財政状況等を勘案し、市民の理解を得られる適切かつ妥当な補助金額・補助率とすること。
- ・補助率については、補助事業の実施主体は補助交付先であることや、国の地方向け補助金の状況等に鑑み、原則として2分の1以内とする。ただし、2分の1を超える補助率を適用しなければ補助目的を十分に実現することができない場合や2分の1を超える補助率を適用することにより補助目的を早期に実現しようとする場合は、この限りでない。
- ・補助目的の早期実現を理由に2分の1を超える補助率を設定している場合は、期限を区切ること。

2. 団体運営費補助の原則廃止

原則として、団体運営費補助は、補助目的・用途及び積算根拠を明確にし事業費補助に切り替えること。

- ・団体運営費補助は、団体の公共性・公益性に着目した補助であり、補助金の用途が特定の事業に限定されず、補助基準や対象経費が曖昧になりがちであり、補助による効果がわかりにくい傾向がある。
- ・団体運営費補助は、原則として補助対象となる具体的な事業を明確にし、目的・用途を明確にした事業費補助へ切り替えること。

3. 利用者の視点に立った補助金の整理・統合の推進

重複・類似する補助金は、整理・統合を行うこと。また関連する補助金についても整理・統合できないか積極的に検討すること。

- ・目的や内容が重複・類似する補助金は、交付先となる市民・団体の申請・実施結果報告等の手続きの簡素化・省力化、行政の事務の効率化・迅速化の観点から、整理・統合すべきであり、関連する補助金についても整理・統合できないか、積極的に検討すること。
- ・地域活動の振興に資する補助金については、重複・類似していない補助金であっても、同一団体に対して幅広い分野において様々な補助がなされていることから、再構築を検討すること。検討に当たっては、「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針(平成28年3月策定)」に基づく施策の実践に向けた横断的な議論の中で補助金を整理し、必要に応じて一本化するなど、手続きの簡素化・省力化を図ること。

4. 適切な支出方法への転換

補助金以外の支出方法が適当である場合には、他の方法への切り替えを検討すること。

- ・補助交付先と行政との役割分担や、実施コスト等を踏まえた上で、市による直接執行や委託等による方法が適当である場合は、他の支出方法へ切り替えること。特に実施にかかる経費の全額を補助する事業については、補助交付先の事業とは言い難いことから、委託への切り替えを検討すること。

5. 補助交付先の選定の適正化

補助交付先は原則として公募による選定とし、公募になじまない場合のみ非公募とすること。

- ・補助事業の実施の担い手は、最もふさわしい団体等を明確な選定基準のもと公平に選定すべきであり、原則として公募により実施すること。
- ・例外として、非公募による選定を行う場合は、公募により難い理由など市民への説明責任を十分に果たすこと。

6. 補助交付先の財政状況の検証

補助交付先の財務状況を勘案し、補助の必要性について検証すること。

- ・補助交付先の団体等の財務状況について、補助金が補助交付先の収入の多くを占め、補助金に依存する構造になっていないか、補助金以上の繰越金や内部留保など余剰資金を有し自主財源での継続的な事業実施が可能ではないか、団体等が自立性を高めるための取り組みを行っているか等を把握し、補助の必要性について検討すること。

7. 再補助の原則廃止

原則として、再補助は直接補助へ切り替えること。

- ・再補助は、再補助先の事業実施状況が把握しにくいことから、実施することのメリットや必要性等合理的な理由がない限り、原則として直接補助へ切り替えること。
- ※ 再補助：補助交付先から下部組織等の別団体に対し、当該補助金を原資として補助対象事業に係る資金が交付され、再補助先において当該補助事業を実施する形態

(6) 補助金の見直しの流れ

- ・補助金の見直しにあたっては、所管課において「補助金見直しチェックシート」の作成を進めながら、本ガイドラインに示された各種基準に対する適合状況を明らかにし、それを踏まえて補助のあり方や見直しの方向性を検討すること。
- ・特に、創設から相当期間が経過した補助金については、積極的に見直しを検討すること。
- ・「補助金見直しチェックシート」は、各局室区において取りまとめのうえ行財政局へ提出すること。見直し内容については、予算編成と一体的に議論し、次年度予算へ反映させるものとする。
- ・補助金の廃止や見直しにあたっては、必要に応じて経過措置等を設けることも検討する。

(7) 検証機会の確保

- ・補助金について、社会情勢や行政需要の変化に対応した最適な制度としていくため、5年ごとに検証を行うものとする。
- ・検証年度到来時には、改めて本ガイドラインに基づく検証を実施し、その間の社会情勢の変化等により見直す必要が生じた補助金は見直し、継続すべき補助金は継続し、以降も同様に検証を行うものとする。

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

項目名					検証年度
所管	局名	部名	課名		
事業の目的・概要					
事業開始年度	支出先				
根拠規定等					
法令による義務付け	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 国・県補助状況	<input type="radio"/> 国・県協調(市単なし)	<input type="radio"/> 国・県協調(市単あり)	<input type="radio"/> 市単独
交付先選定方法					

(千円)							
年度	事業費	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源	会計科目	予算区分(年度)
○年度予算額					0	科目コード	<input type="radio"/> 局裁量予算
○年度決算額					0	事業コード	<input type="radio"/> 政策経費
補助率	積算根拠						
上限額(千円)							
直近の見直し状況							
備考							

(2) 基本的視点

4段階評価から選択 ・適格 ・やや適格 ・やや不適格 ・不適格	項目	評価
	公益性	
	有効性・効率性	
	妥当性	
	行政関与	
	公平性・透明性	

(3) 事業効果の検証

成果指標 達成状況	
------------------	--

(4) チェックポイントの適合状況

適合状況について、次のA~Dから選択

A 適合している

B 不適合であるが、改善予定である

C 不適合であるが、合理的理由がある

D 該当しない

項目	状況	項目	状況
1	補助額・率は適切である	5	補助交付先の選定方法は適切である
2	団体運営費補助でない	6	補助交付先の財政状況を把握し勘案している
3	重複・類似の補助金はない	7	再補助は実施していない
4	補助金としての支出が適切である		

(5) 今後の方向性及び理由

方向性	具体的な内容及び理由
<input type="radio"/> 整理統合・廃止 <input type="radio"/> 見直して継続 <input type="radio"/> 現行のまま継続	